

01. 環境配慮指針（農業、畜産業、園芸業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉、ボイラー、農作業等に伴う焼却行為
水質汚濁	農薬の過剰使用による水質汚濁、畜舎からの汚水流出
騒音	荷物の積み下ろし、動物の鳴き声
悪臭	鶏糞肥料等からの悪臭、畜舎からの悪臭、焼却炉

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー	大気汚染防止法、県条例 ダイオキシン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
水質汚濁	畜産農業の用に供する施設 (豚房施設、牛房施設、馬房施設)	水質汚濁防止法
騒音	空気圧縮機及び送風機、冷凍庫	騒音規制法、県条例
振動	圧縮機	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・鶏糞等悪臭を発生するものを肥料として使用する場合は、必ず土で被覆してください。また、それらを保管する場合は、建屋内に保管するかビニール等により被覆するなど悪臭防止の措置を講じてください。
- ・農薬・肥料の使用にあたっては、水質汚濁等周辺環境に影響を与えることのないようにしてください。
- ・農薬の河川への投棄は、魚類のへい死事故を招きますので、絶対にやめましょう。また、土壌への過剰な施用は、土壌汚染の原因となりますので、適正使用に心がけましょう。
- ・残った農薬は、専門業者に委託して処理するなど、周辺環境に影響を与えることのないようにしてください。
- ・畜舎及びその周辺の清掃を行い、悪臭及び病虫害発生等の防止に努めてください。
- ・鶏糞等湿気を帯びると著しい悪臭を生じるものについては、水に触れることのないよう乾燥に努めてください。
- ・動物の糞尿の処理には万全を期してください。なお、動物の糞尿及び死体は産業廃棄物に該当するので、その処理等にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守してください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）